

昭和二十六年五月九日（水曜日）午後二時二十五分開会

○高圧ガス取締法案(内閣提出)

○理事（廣瀬與兵衛君） それではこれより通産委員会を開会いたします。

今日は高圧ガス取締法案を議題に供します。この法案につきまして協会から参考人のかた々に来て頂きましてお話を伺ふことにいたしました。念のためにお諮りいたして置きますが、本会議が二時からあることになっておりますが、本会議が始まりましたら一時休憩するかも知れませんが、その点委員長にお委ね願いたいと思います。それでは先ず最初に高圧ガス協会の副会長の横山武一さんに御意見を伺いたしたいと思います。

○参考人(横山武一君) 高圧ガス協会
では先般来この問題につきましていろいろ
の会合を重ねまして、非常に簡単な
要約した意見であります、それを委
員長のお手許に出して置いたはずであ
りますが、然るべく御考慮をお願いし
たいと思います。

一体この高圧ガス取締法案というのは、旧内務省の警保局で担当しておりまして、内務省が廃止になつてから通産省の科学局がこれを引継いで、今度これを全面的に改めて、新しくこういふ法案ができたことと存じますが、もともとの法案というものは、一番最初は高圧ガスの容器、ボンベと称するあれを対象にしてやつたことがそも

その初めでありまして、その後だんだん発達して来ましたところのいろいろ

るな高圧ガス工業に使用します機械装置、製法、或いはその方法等にまでその取締の範圍を拡張したのであります。

その結果今日では相当に広い範圍にこの取締法案に含まれる工業が出て来ます。そして、小さいのは町のアイス・キャンデーの工場、大きいものは硫酸工場のようなものに至るまで含まれておるために、この取締法案は相當に苦心してできたように考えられます。それで具體的にこの法案を実施するに当りましては、この法案に附帶して出ますところの省令によつてこれが非常に左右されると思います。この省令に盛られますところの技術基準と申しますか、その盛り方如何によつては非常にこの工業の發展を阻害する点が多々あるよう

に考へられるのであります。例へばこの法案の三十五條ですかにありますところの毎年の定期検査というやうなことがある。高圧工業にもすべてこれを適用するというやうなふうに取扱いますと、例へば碓安工業或いはメタノール工場のような所では相当長い間工場をとめなくちやならないという結果になるために非常に生産を阻害されはしないかということを恐れるのであります。ですから實際はいろいろな場合を考へまして、この省令の技術基準は、その結果において最も産業を助長するやうに、實際面によりまく活用がでますやうにその省令の考へ方は非常に慎重であるやうに希望するのであります。

たくさんありますけれども、私の意見を申述べました。

○理事(廣瀬與兵衛君) 有難うございました。次は容器倶楽部の会長の森龍郎さんにお願いたします。

○参考人(森龍郎君) 只今横山さんからお話がありましたように、高圧ガスの規定というのは容器、ボンベから出発したのでありますが、この容器、ボンベにつきまして、私理事長をやつておられます。であります、この理事長をやつておりました関係上、今度JISのほうの規格、古いJISを改めてまして新しいJISに規格が変つたのであります、これに對しまして非常に容器業界といたしましてはJISの規格を高度のものにするということに重点を置きまして進めて参つたのであります、その結果といたしまして、前の規格と見比べて見ると、

て、前の規格と現在の規格がどういふふうに変つてゐるかといふと、前の規格は單に形狀的な規格に過ぎなかつたのであります。が、今度の規格は更に一步進めまして本質的な規格に訂正したといふことであります。その本質的に規格を改正いたしました根本の條件といたしましては、材料規定を設けた。先ず第一に材料規定を設け、そして容器にはかくのごとき材料を使わなければならないという、その規定を設けまして次に熱処理の規定を設けたのであります。更に又気密試験の規定を設け、衝撃試験の規定を設けた。こういう工合に前の規格と現在の規格を比較いたしますといふと、恐ら

くその總体的な革新におきましては、
今度やつております規格改正におき

まして、容器の規格ほど革新的な規格はないと私はさように存じておるのであります。強いて例を求めますれば、

要するに溶接棒の規格がこれに類するものである、そのように思つておるのもでありまして、容器の規格につきましては J I S の今度の規格が本当に完成的な規格になつておることによりまして、国内は勿論、輸出容器というものも目途にしておるのであります。従つてこの規格が完成いたしました晴におきましては、容器メーカーとしては非常に犠牲が伴うのでありまして、この犠牲を克服いたしましたして現在の規格に合うような容器ができますれば、日本の現在使われております八十万本の容器が非常に正常な容器になるというのであります。これと並大工當として行

きますためには、現在使つております古い容器の定期検査といふものも、これに準じまして正しい、合理的な、技術的な規格にして行かんけりやならぬか、いのではないか、さうに存じておるのであります。これは今度の容器の規格というものが、全く容器メーカーの犠牲においてこのような理想的な規格になつたのでありますから、現在値用しております容器につきましても、定期検査を技術的に理想的に行うよきな規格を設ける委員会を作つて頂きたい、これが我々の業界の熱望する点であります。

○理事(廣瀬興兵衛君) 次に日本冷凍

協会の会長の加茂正雄さんをお願いいたします。

○参考人(加茂正雄君) この法案が審議されるだろうという予想の下に、冷淡関係の者からの意見をこちらに申達

してくれろという御書面が三月二十五日であつたと思います、私のところへ届きました、その際にはこの法案そのものを私拜見いたしておりませんでした。法案の内容を全く存じませんから意見を述べることは差控えますという御返事をいたしておいたのであります。ところが昨朝十時半頃に今日このの委員会があるから一時にこちらに出て、この法案に対する批判並びに意見を述べろということであつたのであります。ところがまだ私の手許にはこの法案が着いておりません。このお手紙に恐らく案が付いて来ておるのだらうと思ひまして、そのことを尋ねて見まし

たら、付いていないということでありましたので、先ず以てこの案を拜見することが意見を述べるのには必要だと思ふから、至急その案をお届け願ひたいということをや、やはり速達でこちらに申述べておきましたが、私がこちららに参りますまで手許に届きません。こちらに参りまして今これを頂戴したただけでありますので、これについての意見とか或いは批判というようなものを述べる実は資格は只今のところではなないわけですが、この案ができきすまでにいろいろ同業者のほうにも通産省から相談がありましたので、特別委員会を設けてお話をし合つたことは

あつたのでありますが、最後の案は全く存していないようなわけで、恐らくこの案には今の我々の所で作り出した委員会を出した希望とか意見が含まれておるかどうかと想像いたしますけれども、到底それを一々調べる時間がありまじやうでして、従つて只今一向意見として申述べるべき考へはましまつていないのであります。

ただこちらの委員でおられますがたのお顔触れを伺つて見ますと、私の知つております範囲におきましては、この冷凍の仕事にこれまで関係がされておつたとか、或いはそれを実際に手がけられて経験をお持ちのかたは殆んどおられないようなふうに私は見えるのであります。併しこの案は将来の日本の産業の進歩発展という方面から考へまして非常に大切なことと思われまふので、我々業界の者、或いはそれに關係のある者をお招きになつて、その意見を先ず以てお尋ねになつて、この慎重さを以て法案の御審議を衷心からお願ひをいたす次第であります。が、私の、この案そのものとは全く關係はありませんが、御審議の上に、こゝうもあつたらうかという希望を申し上げます。只今お話ししましたように、殆んど冷凍のことを御存じのないかたのお寄り合ひでありますから、一応この冷凍機械というものはどういふものか、それを使つた冷凍事業というものは如何なるものであるかというところの實地の見学をみんなですつて、同時にこれは高圧ガスのはうの仕事も御存じがあれば結構ですが、御存じなければ、それも御覽になりました上で、それでこの審議を進められること

が、最も私は望ましいことではないかと考へておるのであります。

十五分許されておるようでありますから、もう少し私時間を頂戴して申述べたいのであります。が、冷凍の仕事は御存じのかたがあまりまじやうけれども、ただ冷、低い温度を作つてというのが目的なのであります。ただこれは物を蒸発させればよいわけではあります。皆さんアルコールが何か頭におつてなつて、暫らく立つておれば、蒸発しますからそれで涼しくなる、だから極めて簡単なわけですか。何でも蒸発しやしないものをそこへ持つて来て蒸発せればそれで冷は得られるわけですが、これを工業化して経営するといふた面から考へますと、ただそれだけか値打ちのある液体を持つて来てそれが空中に飛散してしまふということでは、到底收支引合ふというにはなりません。それから、それで今日の冷凍の仕事は、冷を作るために蒸発させたところの液体を回収して、さうして幾度も繰返して使うというやり方をしておるのであります。この冷を作るために蒸発させた液体を回収して元のものに戻すという仕事は、即ち冷凍機械のやる仕事なんでありまふ。従つて回収したガスの圧力のほうから考へますと、冷を作るために蒸発させる品物の性質によつて高い圧力が必要するものもあれば、低い圧力でいいものもあるものであります。十四、五年前までは炭酸ガスを使つたことがありますが、これは相當に高い圧力まで圧縮する必要があるものであります。そのほかに、これはアンモニアだとか、亜硫酸ガス、近頃はフロンといふようなものも使つております。メチル・クロ

ライドというやうなものも使つております。これなどは決して圧力の高いものではありません。むしろ低圧であります。殊に水を蒸発させてそれで冷を作るというやり方もありますので、これは高圧どころではない、真空であります。それを利用しておる、従つてこの高圧ガス取締りといふものの法案の適用を、冷凍事業を営んでおる工場に適用されて然るべきものであるかどうかといふことすら疑われる場合が多あるのであります。今日の傾向では高圧のガスは使わぬほうが多くなりつつあるものであります。その実情を皆さんに御了解願ひました上でこの法案の御審議を願ひたいことがよほど大切だろふと思つておるのであります。

更にこの冷凍の適用の方面から申しますと、決して食料の冷凍とか、或いは建物の冷房といふことばかりではないのであります。今日においては輸血に使用します血を冷凍しますとか、その赤血球、白血球の被膜がすつかりとれてしまつて、A型とか、O型とか、B型とかいふやうな型は、すつかりその被膜がとれてしまつたために取り除かれてしまつて、それで冷凍したものをつブドウ糖なり、水なりに溶かして使えば、如何なる型の血の人にもこれは注射をすると言ひます。輸血して差支えないといふやうなところにもなつております。近頃の医薬の製造におきまして、スフなどの製造におきまして、更に絹物の方面から言ひますと、繭なども只今煮殺して糸を解糸するといふことをやつておられますが、むしろこれは凍死をさせまして、凍らせて蛹を殺してから糸の解糸をやるといふことのほうが、生糸の艶から言ひまして

も、又その強さから言つても、織り上げましたところの織物のいわゆる絹鳴りといふことを申しますが、その点から言つても遙かに優れておるといふことがわかつておるのであります。殊に最近の例を見ますと、まだ実用にはなつておりませんが、アメリカにおいてフッロリダで以て螢光体、フリュニオレッセントの品物に、フッロリダの比較的温度の高い所で、日光を吸収させまして、さうしてそれを冷凍するといふと、光つておつたやつがすつかり色が消えてしまふ。それを実験の方面から言ひますといふと、飛行機で以てニューヨークに運びまして、それで夕方この冷えたやつを常温に戻す。さうすると部屋の中に晝間と同じようになり、かり日光が照り輝いておるといふやうなこともあるのであります。更に近頃の発電方面で非常に大切なこととしておられます。加茂さんのお話によりまして、冷凍は非常に大切なものであります。御存じの通りあのダムを作つておられますコンクリートが固まるときに熱が出て来ます。で、これを早く除去するといふことにいたしました。コンクリートの柔らかいうちに、振き止めた水の圧力によつてそれが変型をする虞れが著しくあるのであります。有名なコロンビア河を堰き止めたボルダー・ダム、或いはフーバー・ダムと申します。これには実はアンモニアを凝縮させたものを蒸発させて冷を作る。その管が十八マイルばかりあの中に入つて、そのままでコンクリートのダムができ上つておるといふやうなわけでありまふ。適用の方面が非常に広く、且つ我々の日常の生活から、将来の産業の上にも少なからぬ影響を持つてお

りますので、この発達方面に少なからぬ關係を持つております。法案の御審議には、かような適用の広い仕事であるといふことも考への上で、慎重の上にも慎重を加へて頂くといふことを私的にこの席においてお願いをいたしたいのであります。

一つづつ申しますれば、こういう仕事であるから、少しもこの事業の将来の発展、改良といふやうなことに障害になるやうな点のないやうな法案を作り上げて頂くといふことをどうしても希望せざるを得ない次第であります。また申述べれば相當に申述べべきことはあると思ひますが、委員会は今日限りではないといふ委員長のお話でございまして、若し機会がありましたならば、重ねて申述べさせて頂き、今日はこれで失礼をいたします。

○理事(廣瀬興兵衛) 有難うございました。加茂さんのお話によりまして、冷凍協会に対する連絡が不十分であつたことは、事務局の手落でございまして、遺憾の至りでございますが、当委員会もまだ審議を重ねますので、その期間御意見がありましたら又御意見の開陳の機会をお願いしたい、こう存じますので、何分よろしくお願いいたします。次は会社代表として日本理化学工業株式会社の常務取締役の長谷川辰兄さんをお願いいたします。

○参考人(長谷川辰兄) 酸素業者を代表いたしました。簡単に意見を申述べます。酸素業者は全国に約百五十社ございまして、その代表が、そのすべてが高圧ガス協会のメンバーになつておりまして、従ひまして業者の意見は高圧ガ

ス協会の見意に十分盛り込まれております。従いまして先刻横山副会長からガス協会としてのお話がありました。これに蛇足を加える必要はございませんので省略いたして頂きます。

ただ二つだけ附加して申し上げたいことは、法案を御覽になりますとおわかりになります通り、実際の手続問題といたしましては、通産省令で定める、或いは通産省令で定める技術的基準によつてきめるといつた部分部分が非常に多いのであります。従つて業者の実情に即するか否かというところは、この施行細則が如何にきまっておりますかということにかかつておるわけなのであります。これにつきましては、各業界からそれ々々意見が出ておりますのであります。従いましてその施行細則が実情に即したものでありますれば、我々もいたしましてはこの法案に特に異議を差込むという部分は余りないのでございます。

第二の点は、法案の第六十七條にございまして高圧ガス保安審議会の問題であります。これは私も見ますれば、この法律のこれがむしろ山でありまして、この委員会の構成或いは運営というものが実際の業界の事情に適合したように運ばれますならば、我々が危惧しておりますような問題はすべて解消いたします。まづこの法律というものが実施されて行くのではなにか、かように考えますので、この審議会というものがうまく構成、運営されて行きますように特に御考慮をお願いいたします。それ以上特に申し上げることはないと考えております。簡単でございますが私の意見を申し上げます。

○理事(廣瀬與兵衛君) 次に東海硫酸工業株式会社社長の横田研一さんをお願いいたします。

○参考人(横田研一君) 硫酸工業を代表しまして意見を述べたいと思ひます。

元來従来の圧縮ガス及び液化ガス取締法というものは、先ほど高圧ガス協会の副会長の横山氏が申述べましたごとく、これは従来主として容器を取締の對象としておつたわけでありまして、ところが今回の高圧ガス取締法は、従来の容器に加えて工場設備も取締の對象とした点が、これが非常な特質と私は思ふのであります。外国あたりの例を見ましても、容器に対する取締法規というものは相當シビアのものであるのであります。私の聞いておる範囲では、工場の設備に對しましては全く業者の自主的に任しておるものであります。この点が今回の法の特異とするところであります。それで今回の法規を見ますと、容器、工場設備、それに種々なる企業を一つの物差の中に入つておるといふ点は、これは非常に御苦心のあつた点じやないかと私は思ふのであります。御苦心があつただけに實際にこれを運用する場合におきましては、相當の問題があるのじやないかと私は思ふのであります。特に硫酸工業としまして大きな関心を持つております点は、第三十五條の、毎年一回定期的検査を行つ、この点が非常に重大な点であります。これを技術的に見ますと、我々の硫酸工業というものは、御承知のごとく無機化学としてましては最高度の水準にある工業であります。機械、化学、電気といううなものゝの結集によつてでき上つた工

業でありまして、従つて工程も非常に多いのであります。その工程の間には何らクッションがありません。一つの人体のごとく有機的に全体の工程が繋がつて動かされておる、こういう工業でありまして、この中には低圧の仕事もございまして、ガスの発生の仕事もございまして、今の取締法の對象になる高圧の仕事もあるわけでありまして、その高圧の仕事の部分に對しまして検査の基準、つまり技術の水準というものの策定が非常に困難なのであります。一例を申し上げますと、水素と窒素の二つのガスからアンモニアを合成します圧力が、これは方法によつて違ふのであります。二百気圧から千気圧とありまして、二百気圧から千気圧といううような高い圧力で作業をいたします設備のごときは、これをいわゆる現在考へられておるような、單に水で圧力の試験をするというだけの方法ではむしろ害がある、益がないといううな考へ方もあるものであります。この技術の水準の策定が非常に困難であるといふこと、これは一例を申し上げます。申上げたのであります。そういううな技術の一定の結論を得ないものが相當あるのであります。

それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、全工程が有機的に動いておられます。定期的に検査をするといふことになりましたと、大体我々の考へ方で行きまして、一ヶ月ぐらゐ工場をとめてしまふようなことが起るわけでありまして、そういうことになりまして、硫酸の生産も約一割ぐらゐ減るといふような事態も起るのじやないか、こういうことを我々は懸念しておるわけでありまして、然らばどういふ方法によつて検査をやつておつたかと申しますと、従来は工場の自衛上、企業の防衛又は工場の安全という面からいたしまして、工場が故障によつて一部とまるといふときには全体がとまります。そういうチャンスをつかまえて、それで検査を実際にやつておつたのが従来までの実情であります。従いまして今申上げたように、硫酸工業といふものが、比較的技術も高度に発達して、技術陣容も相當持つております。又企業の防衛という面から行きますと、當然従来やつておりましたことでも、当然従来やつておりました法の運営におきましては、省令によりまして今申上げたような硫酸工業の発展、運営に對するトラブルになるようなことのないように、省令によりましてそういう点を防いで頂くようにして頂きたい、こう思ふのであります。

それからなお第二に申上げたことは、先ほど加茂さんからお話のありました審議会の問題であります。この取締法が運用になりますと、根本が、技術が根本になつて参るのであります。その技術をやはり基にして取締をして行くといふことになりましたと、やはり實際に仕事をしております事業関係の者が審議会にできるだけ意見を申述べ、又そこで意見のまとまりましたものが實際に実行に移されるといううなことを加味されて、この法案がき上ることを我々としては切望する次第であります。

○理事(廣瀬與兵衛君) 有難うございしました。それでは本会議が始まりましたから一時休憩いたしまして、それから又続行いたします。休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後二時五十七分開会

○理事(廣瀬與兵衛君) これより休憩前に引續いて通産委員会を開きます。参考人として学識経験者、東京大学名誉教授大島義清先生をお願いいたします。

○参考人(大島義清君) 私は現行法規の施行に當つて當つたことがありますが、その経験からいたしまして、今度の法規の改正と現行法規とを比較して見ますと非常な大きな進歩をしておるところがあります。その最も大きな点は、高圧ガス保安審議会の制度であります。この制度の法用如何によつて今度の改正法規が当局の要求せられるようになるか、或いは又單に監督行政の昔の状態に還るかどうかということの分れ道だろつと思つております。従つて高圧ガス保安審議会の構成であるとか、その運営であるとか、或いは又その権限であるとかいふものについて、十分にこの委員会において御審議下さいまして、成るべくこの法案が單なる監督行政に終らぬように、どこまでも通産省の持つておる法案として産業の助長をするといふことを頭に入れて行けるようにして頂きたいと思ひます。私の申上げる意見はそれだけでございまして。

○理事(廣瀬與兵衛君) 以上を以ちまして参考人各位の意見開陳は一応終りました。重ねて補足説明のあるかたは御発言を頂きたいと思ひます。又委員のかたで御質問のおありのかたは御質問をお願いいたします。でございます。

○参考人(加茂正雄君) 先刻私申述べました冷凍事業を実際に行なつており

ます所に対しての見学と申しますか、
そちらを御覧下さるような機会がで
きますかどうかということをおき
たいと思います。若しそれがかな
いことならば我々において十分そ
れに対する用意をし、御案内を
いたすように計りたいと思いま
すから、その点だけをお知らせ
願いたいと思ひます。

○理事(廣瀬與兵衛君) その点は委員
長で善処いたします。

○参考人(加茂正雄君) 初めてのかた
でございすならば相当面づく感じら
れるところがあるだろうと私は信じて
おります。

○栗山長夫君 実は今日参考人からい
ろいろと御意見を伺つたのですけれ
ども、その中で一番重要な点は、審議
会の運営に注意して頂きたいという
ことが一番中心であり、もう一つは
省令或いはその他省令を基にしまし
たところの技術運営の面が中心であ
るといふことが二つが中心に述べら
れたわけであり、実は只今もらつて
おる御意見ではそういうふうなもの
です。然らば省令の内容はどういう工
合に具体的にいたしたよろしいとか
、或いは審議会の運営というものを
どういうふうにやつたほうがいいか
という御意見までは伺つていないの
ですが、まだこの法律案を審議いた
すのはこれからなわけであり、ま
た、できればそういうふうな更なる
突込んだところでも御意見を頂け
るような方法を委員長に一つ考
えて頂きたいと、こう思うのであり
ます。

○理事(廣瀬與兵衛君) ちよつと速記
をやめて。

〔速記中止〕

○理事(廣瀬與兵衛君) 速記を始め
て。参考人に対しては何か御質問
ございせんか。ございせんければ
明日又一時に政府に対する質問を
したいと、こう思つております。
それじや今日はこれで通産委員会
散会いたしまして明日午後一時から
又開会いたします。

午後三時六分散会

出席者は左の通り。

理事

委員

廣瀬與兵衛君
古池 信三君
栗山 良夫君

小野 義夫君
上原 正吉君
重宗 雄三君

下條 恭兵君
綿 繁太君
山川 良一君

駒井 藤平君
西田 隆男君

政府委員

通商産業省通
商化学局長
長村 貞一君

事務局側

常任委員会専門員
山本友太郎君
常任委員会専門員
小田橋貞壽君

参考人

高圧ガス協
会副会長
横山 武一君

容器俱樂部会長
森 龍郎君

日本冷凍協会会長
加茂 正雄君

日本理化学工業株式
会社常務取締役
長谷川辰見君

東海硫安工業
株式会社社長
織田 研一君

東京大学名誉教授
大島 義清君